**※この運営規程はあくまで記載例ですので、各条の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。**

ヘルパーステーション○○運営規程

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設するヘルパーステーション○○（以下「事業所」という。）が行う指定生活援助サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者**又は事業対象者**に対し、適正な指定生活援助サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定生活援助サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除・洗濯・調理等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、長崎市、地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　ヘルパーステーション○○

所在地　長崎市○○町○番○号

勤務表の人数と合わせてください

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１名（○○と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　訪問事業責任者　○名（常勤○名、非常勤○名）

　　　 訪問事業責任者は、事業所に対する指定生活援助サービスの利用の申込みに係る調整、利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握等を行う。

(3)　従業者　○名（常勤○名、非常勤○名）

従業者は、指定生活援助サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　指定生活援助サービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。

(2) 営業時間　午前○時○分から午後○時○分までとする。

定款において、本事業についての記載がある条文を記載してください

（生活援助サービスの内容及び利用料等）

第６条　指定生活援助サービスの内容は次のとおりとし、指定生活援助サービスを提供した場合の利用料の額は、**長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の定める額**とし、当該指定生活援助サービスが**法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額**とする。

総合事業は長崎市が利用料を定めています。「長崎市が定める額」でも構いません

(1) 生活援助

「1割または2割」の書き方でも構いません

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○町、○○町とする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　従業者は、生活援助サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第９条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

５　事業所は、生活援助サービス等に関する記録を整備し、第１号事業支給費の支払を受けた日から**５年間**保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

「長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」により、第1号事業支給費に係る記録等は**5年間**保存することとなっています

　　　　附　則

　この規程は、平成○年○月○日から施行する。

生活援助サービスごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければいけません。

（１）事業の目的及び運営の方針

（２）従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）営業日及び営業時間

（４）指定生活援助サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（５）通常の事業の実施地域

（６）緊急時等における対応方法

（７）その他事業の運営に関する重要事項